

令和2年度第4回柴田町男女共同参画推進審議会 議事録

【日 時】

令和3年3月9日（火） 午前10時～午前11時15分

【場 所】

柴田町役場2階 特別会議室

【出席者】

柴田町男女共同参画推進審議会委員 8名 ※2名欠席
事務局（柴田町まちづくり政策課） 4名

【資 料】

- ① 令和2年度第4回柴田町男女共同参画推進審議会次第
- ② 令和2年度第4回柴田町男女共同参画推進審議会協議の進め方について

【内 容】

進行：事務局

※審議会は公開とされているため、録音機器で協議を録音したものをもとに議事概要を作成し、町ホームページで公開する旨を説明。

【議 事】

1. 開 会

2. 会長あいさつ

おはようございます。今朝は8時半過ぎに地震があり、本日のこの会議も大丈夫なのかと、少しよぎりました。今は、想定外と言ってはいけない、想定外を想定しなければいけないです。直近でいうならば、新型コロナウイルス感染症もまだ落ち着きません。そして男女共同も盛んに日本全国で話題になっております。本日の審議会も、ぜひ皆様の忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

～事務局より資料等について説明～

3. 議 題

<会長>

それでは審議に入ります。第5次しばた男女共同参画プランの素案の変更点について、及びパブリックコメントについて、あわせて事務局からよろしくお願ひいたします。

～事務局より説明～

<会長>

事務局より、朱字になっている変更箇所を中心に説明いただきました。

24ページ、基本目標5「地域における男女共同参画の実現」の地域デビュー事業の実施について、概要「定年退職後の男性の生きがいくりのために、地域資源を活用した体験学習の講座を開催し、地域参画を支援します。」のうち、意図的に文言で“男性”と挙げていますが、これについては削除しなくてもよいのではないかという担当課のコメントがありました。これについてご意見を伺いたいと思います。

それでは、いかがでしょうか。

<委員>

ターゲットを男性にしてということであれば、“男性”の文言は入れてもいいのではないかと、今の話を聞いて思いました。社会福祉協議会の話をする、女性は比較的いろいろなところに参加していただけるのですが、男性に出てきてもらうことは、なかなか難しいと感じております。男性にターゲットを絞ってということであれば、“男性”という文言を入れるのはいいのではないかと思いました。

<委員>

主な狙いのところに“男性”が記載されているので、概要では“男性”としなくても良かったのではないかと、後で考えました。女性は常に一生懸命で、何も言わずとも参加するため、男性に特に力を入れているという説明があれば、“男性”という文言が入っていても良いのではないのでしょうか。

<会長>

ありがとうございます。それでは他の委員はいかがのでしょうか。

<委員>

皆様の話を聞いて、ここに“男性”という文言を使ってもいいのではないかと思いました。どちらかという、男性はこういうことには参加しにくいという感じもありますので、そういう点ではよいのではないのでしょうか。

<会長>

では、この審議会としては、“男性”の文言は生かすということでよいでしょうか。

その他、事務局からの説明がありましたが、委員の皆様から何か気づいた点等はございましたか。

<委員>

8ページ、ここだけ初めの1行目から6行目まで、句読点だけで一文になっています。2行目を「必要があります。」で止め、「そのため、」と続け、あとの行は二つくらいで切るとよいのではないかと思います。

問題なのは、21ページ、障害の“害”という字です。

<会長>

事務局のほうがいいですかね。流れとしては、ひらがなで書くのが今は主流になってきているんです。

<委員>

調べたのですが、障害福祉サービスなどでは漢字の“害”を使っているかと思いました。

漢字やひらがなを使っているのもう一度、障害関係のプロフェッショナルに確認して確実にしたほうがよいと思います。

<事務局>

その点は福祉課の障害担当がおりますので、再度確認します。

ただ、今会長がおっしゃったように、世の中的な流れではっきりしたすみ分けはないのですが、障がい者など人をさすものについてはひらがなを使い、障害者手帳やセンター、建物などの固有名詞については漢字を使うなどということがあるので、再度確認します。

<委員>

役場できちんとおさえているのであればいいです。

最後に25ページ、「自主防災指導員の養成」のところで、パブリックコメントでは男1女1にして50%にしたらよいのではという意見がありました。この回答をもらう前に「自主防災指導員を養成し、各行政区2名（男1・女1）の指導員を配置する。」と具体的に書いたほうがよいのではないかと思います。指導員の構成内容を、各行政区2名以上としたらいいのではとも思いましたが。

<会長>

パブリックコメントについては、まだ事務局が説明していないので、あとのところでま

めてお話してください。今は朱字の修正に関して何かご意見があればということで進めてまいりたいと思います。

私からの意見で、事務局から説明がありましたが、3ページをもう一度ご覧ください。

関連要因ですが、A B C Dまでは文言がきちんと統一されております。ところがEになりますと、「担当課の裁量で達成が見込める」というように、統一されていません。「担当課が関連している」などという表現がいいと思います。Fも関連要因の文言としては程遠いので、「その他」や「A～E以外が関連している」など、事務局にお任せで直していただければと思います。

障がい者については、医学看護の学会などでもひらがなを使い始めています。病気のがんも、以前は漢字でしたが、今はひらがなです。心情に配慮しているといえますか、私たちの気持ちですよね。障害者は害なのかという議論がかつてされましたが、障害を持っていること自体は、害ではないのだから、ソフトな表現としてひらがなを使う。時代的な変遷もあるかと思いますが、世の中ソフトな言い方を好む時代になってきました。以上でございます。

<事務局>

今、会長がおっしゃった21ページについて、センターの建物名は変えられない部分ではあります。継続というのは第4次プランのものなので、第4次プランの2-4-3、2-4-4の事業名と施策の内容、事業の内容、これは今回変えることはないです。

実際、第5次プランの事業4「障がい者相談事業の実施」は、前回のプランと比べるとひらがなに直っておりますので、担当課に漢字の使い方や建物の名称等も含めて再度確認します。

<会長>

引き続き事務局から説明をお願いいたします。

～パブリックコメント一覧資料について事務局より説明～

<会長>

今回、全部で9件のパブリックコメントがあり、町民がしっかり見ているということがわかり、熱い思いになりました。それぞれの専門的な立場に立って、しっかりと意見を頂戴することができ、町と住民のこのような意見のやり取りは、とても大事ですよね。

今、パブリックコメントの説明だったのですが、それに合わせて委員の皆様、ご意見いかがでしょうか。

<委員>

今の町の考え方を見ても、文言を修正するまでの自主防災組織のところについて、難しい

とは思いますが、自主防災活動に関して、指導員が増えていけばいいのかなと思いました。

<会長>

ちょうど、自主防災ということで、今朝も地震がありました。急遽オリンピックの話題から、委員の男女の構成メンバーの割合ということで、すごい大転換がありました。この辺りについても、直近で言えば防災の分野だけでも、男女差はぜひこうしたほうがいいのではないかなど、何か積極的なご意見はございますか。

<委員>

これは、県の主催でやっているのですよね。行政区には、実施する日時や場所など、参加要請はしていないんですか。

<事務局>

なるべく多くの方に参加していただきたいということで、啓発・情報提供はおそらく行っていると思います。

<委員>

29A区で、女性の指導員がいるか、今わかりますか。

<事務局>

総務課に問い合わせてみると、今はわかりません。

<委員>

年1回、自主防災部で避難訓練をしています。避難訓練をする時に、おにぎりを握って、みんなに1個ずつ渡す女性が15、6人ぐらいいるのですが、その中でもメインになる女性がいて、彼女がもしかしたらもっているのかもしれないです。

<事務局>

婦人防火クラブという、女性の方々が何人かいて、災害時に炊き出しをやっていただく組織は各地区であります。

<委員>

そういうものをもっている行政区があるのに、宮城県で主催するのは、年に1回ということはないでしょう。実施する時に、頻りに連絡して、資格をとってきてくださいという働きかけをしてもらいたいですね。あるいは区長さんにでもいいですし。区長さんから自主防災の婦人部に通知してもらおうのが、逆にいいのかもしれないですね。

<事務局>

そのことについては、総務課でも行ってはいるのですが、こういった意見があったことを総務課にも伝えます。恐らく避難所運営についても、第1次避難所が集会所になっていたりするので、その中での運営に、女性も加わって頂くことは大事なので、その辺りも伝えたいと思います。

<会長>

必ずメンバーを女性何名にするというような、そういったルールづくりは厳しいですか。

<委員>

目標を掲げて、各行政区から女性を3名ずつ研修に出し、1年で取れなくてもいいので、ある度に1名ずつくらい行ってもらいたいのかなと思います。

<委員>

実際、私も防火クラブに入っていて、年に1回は、必ず消火器の訓練をするんです。なかなか防火クラブでさえ、若い人が入らないんです。その地域のいろいろな構成の仕方というのは、時代の変化とともにものすごく難しくなっているというのはあります。

実際、定数を決めてしまっても、それに足るような人数を集めるのがほんとに難しい。皆さん仕事をしておりますし、土日をそれに費やすということも、なかなか難しい。意識づけをどのようにもっていくかということのほうが、ものすごく大事なのかなと思います。あまりがちがちにやってしまうと、皆さん逃げてしまうので。楽しくないと、人も集まりませんから、どうやって楽しんでやって、役に立てるかという意識付けが一緒でないと、結局続かないという話になるのかなと。

<会長>

地域の時代と言われているんですけどね。

<委員>

この指導員は、会員証やカードなど、なにかもらえるのですか。

<事務局>

講習会を受けると、そういったものが発行されるはずです。

<会長>

私のところにも講師要請がきて、講師になって看護の話をしたことがありました。

いろいろ分野から、心理の話など、300人ぐらい集まっていました。講習を受けたという事で、その日は証明書を発行していたようでした。

その他、ご意見いかがでしょうか。

<委員>

今の件でなかなか難しい部分はあると思うのですが、努力目標といいますか、目標値として、各行政区に女性1名を最低限入れたほうがいいのかと思います。

なぜかという、この右側の返答の部分で、一見すると20パーセントになっていないのですが、実質42行政区の中で、26の行政区に女性が1名いらっしゃいます。実質的に60、70パーセントの行政区で、女性指導員が最低1名はいるというようになります。

目標値として、各行政区に必ず女性を1名入れ、それ以外に多くの方に指導員になってもらえればいいと思います。目標値20パーセントについて、これだけですと10行政区ほどしかないのかと、誤解を招くようなことがあると思いますので、その辺りをうまく表現し、女性を最低限1名というのを努力目標にしていたほうがいいのかと思いました。

<会長>

委員からこのようなご意見が出ました。直近の5名の理事の構成メンバーが、あつという間に40パーセント以上、半分くらいを女性が占めたということは、社会に発信するアピールとしては大事ですよね。そういうようにして、こちらでもう少し目標値をこうできないか、そして必ず女性を1名入れる、というようなことを審議したということフィードバックするならば、この影響力も大きいのではないかと考えます。

事務局、いかがでしょうか

<事務局>

総務課の担当の意識を高めるということも大切なことであり、目標として客観的でないと、達成できたかというのなかなか分からない部分もあるので、具体的に書くというのはいいのではと思います。これは男女共同参画ということで、女性視点というのが強いプランでしょうから、その辺りを客観的に入れるのはいいのではないのでしょうか。

<会長>

審議会としても、心臓部分でこれだけ災害が発生していますので、防災というのは一番核の部分だというのを話し合い、その結果、行政区に女性を必ず各1名ずつ入れてほしいという意見が出ました。この審議会が出た意見を、総務課にお伝えしていただくということよろしいですか。

<事務局>

先ほど、委員がおっしゃったように、行政区によっては、かなり厳しいところもあります。ただ、目標値として出して、できなかったということであれば、できなかった理由はなにかを見てみるということも大事だと思います。

<委員>

何歳ぐらいが入っているなど、年齢層は把握されているのでしょうか。

<事務局>

担当の総務課では把握しております。

<委員>

25ページのところに、「各行政区2名以上(男1・女1)」のように明記してしまうと、あまりにも強制的すぎるけれど、そういうことを話したのではね。必ず明示できるような箇所があるなら、特に明記しなくてもよいのかなと思いました。

<会長>

きちんとした数字で出すというのも、審議会としては大事かと思います。

<委員>

パブリックコメントについて、2名の方が9件の意見を出しております。先ほど読ませていただきましたが、これが男女共同参画でやる仕事かなと、分野をあまりにも広げすぎてしまって、独立した分野に回せるものがたくさんあるのかなと思います。全部を男女共同参画でやったのでは、男女共同参画とはなんなのかと、単純な発想に立っていないと、ありとあらゆるものを背負うことになるなど。

<会長>

というのが、委員の全体を見た感想で、住民はパブリックコメントが出たということに関して、それぞれの審議会に対して意見があったのだろうけれど、今回はとにかくちゃんと目を通してくれたということですよ。この審議会の守備範囲が広いので、それはそれとして、ありがたく聞くという姿勢ですよ。

ひとつのプロフェッショナルではないので、介護や教育の問題というような事もありますが、ある程度は委員のようなご意見もできるとは思います。審議会としては宿命としてやむを得ないのかと思います。

<委員>

男女共同参画の立つ位置ということを考えると、男性、女性というのを考えれば、すべて

の課に通じることがあると思います。

ただ、それを細かくやるのではなく、各課にそういう問題が上がっているのですから、こういう風にやってくださいというお願いをする審議会なのだと私は思っております。幅広く、いろんな意見を聞きながら、うまく各課に割り振りできれば、この審議会の役目を果たせるので、私はこれでいいのかなと思います。細かいプロフェッショナル的なことは必要なく、町民がこう考えているから、これをなんとかうまく答えてあげてほしいというスタンスで、私はいいいのかなと思っておりますが、どうでしょうか。

<委員>

やはり住民の意見を吸収し、そして審議会で審議し、どういう形でどの課で実行していくのか、住民の意見を聞く場でもあります。

そして、どういう処理の仕方をするかというのを、今やっているようにしているのだから、これでいいのではないですか。

<事務局>

このプランについては、男女共同参画の視点によって作られた計画になっていると思います。

例えばこのパブリックコメントは、確かに幅広く詳細に書かれていることがあるのですが、その男女共同参画が主な視点ではない事業、課題、これはその分野の計画によって課題解決に取り組んでいくというのが本筋じゃないかとは思いますが。すべてを受け入れてしまうと総合計画のようになってしまうので、やはり各委員の皆様がおっしゃったとおり、男女共同参画の視点で見たときに入れるべきか、入れなくてもよいのかという仕分けは必要だと思います。

ただ今回、9件のご意見をいただいたということは非常にありがたいことです。このことについてどう考えるかを各課に投げかけ、考えてこういうことを書いてもらったということになるので、そうなる各課にとっても大変ありがたい話かなと思います。それは今後生かしていってくれると思いますので、審議会としてもそれを発信したということでもいいのかなと思っておりました。

<会長>

町が一方的に、良いものつくったのでこれでいくという独りよがりより、双方向というのが住民の協力も得やすく、共に手と手を携えてというところですね。

<委員>

すべての事業は男女共同が基盤ですので、どうしても事業を出しすぎてしまい、間口が広がり焦点が明確化出来なくなる事もあります。パブリックコメントを生かすには各課との

連絡調整も大事な仕事となり、事業達成のための説明も審議会での重要な役目となります。

<会長>

委員の今のご意見は、このパブリックコメントにかなり左右されていませんか。私たちは与えられたプランや見直しの中では、男女共同参画からぶれない形で、ある程度話をしてきたと思います。

ただ、住民にこれを配信した際、結構自由な意見がきているなという感じがしました。それを今、委員の皆様がパブリックコメントに引きずられているかなと感じます。やってきたことはきちんとぶれないで、男女共同参画という視点で話をしてきたと私は感じます。

住民の方に自由にやっていただいて、自由に書きたいことを書き、言いたいことを言うのは良いことですよね。

<事務局>

今の件で、場合によってはこのパブリックコメントの扱いについて、事務局・審議会とともに考え方、例えば男女共同参画を主眼としているという意味で、こういったものは各分野の計画のところに対応するようになるのだと思う、というようなスタンスを示したうえで、この審議会をし、説明をする。そうすると、ただ2人の9件の意見だけではなく、これを見てくださいっている方もいる。さらに、ここに町の考え方、対応が書いてあるのですが、これを読んで意見を出さなくとも、なるほどと思ってくださった方も少なくないのではないのではと思います。その輪を広げていくという意味でも、きちんと町の考え方、審議会の考え方を伝えたいと答えたほうが良いのではと思います。

<委員>

これは今、どこの学習センターにも置いてあります。学習センターに行った皆が、これを見ているんです。私も良く本を借りに行くのだけれど、学習センターによっては、全く気が付かないようなところに置いていたりしているので、一番目の届くところに置いていてくれるといいですね。そうすると、もっと住民からいろんな声があがってくるよう気がします。

<会長>

このパブリックコメントは、ホームページなどに掲載されないのですか、

<事務局>

パブリックコメントのお知らせをし、町の考え方を精査した完成版は、公表という形になるので、ホームページにも掲載されます。素案自体も、ホームページに掲載しています。

<委員>

例えば、担当課をきちんと明示するといいいですね。

<事務局>

担当課と最終的には町の考え方として、例えば介護関係でしたら介護の計画審議会も
ございますし、障がい関係もあります。そういった、よりプロフェッショナルな、具体的
な個別のものについては、そちらで検討すべきものだと思います。

<委員>

この担当課というのは、この課が担当しました、という意味ですか。

<事務局>

この町の考え方や対応を書いたのが、その担当課です。

<会長>

ということで、少しずつ私達の思いも整理できてきたのかと思いますが、よろしいでし
ょうか。では、次に進めてまいりたいと思います。

事務局からその他ということをお願いいたします。

4. その他

～事務局より説明～

5. 閉会

【副会長あいさつ】

本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。

この審議会は、いろんな意見が出る会なので、いつも非常に楽しく参加させていただいて、
今後ともこの審議会を良い方向にもっていかれるようよろしくお願いいたします。

簡単ですが、本日の閉会のあいさつに代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。